

(案)



岡 賃 審 第 号
令 和 4 年 9 月 6 日

岡 山 労 働 局 長
成 毛 節 殿

岡山地方最低賃金審議会
会 長 西 田 和 弘

岡山県鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和4年7月5日付け岡労発基0705第4号及び8月2日付け岡
労発基0802第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、専門部会
を設け慎重に審議を重ねた結果、改正決定の必要性ありとの結論を得た旨当該部会長
から報告があったので、最低賃金審議会令第6条第5項の規定による議決に基づきそ
のまま答申する。